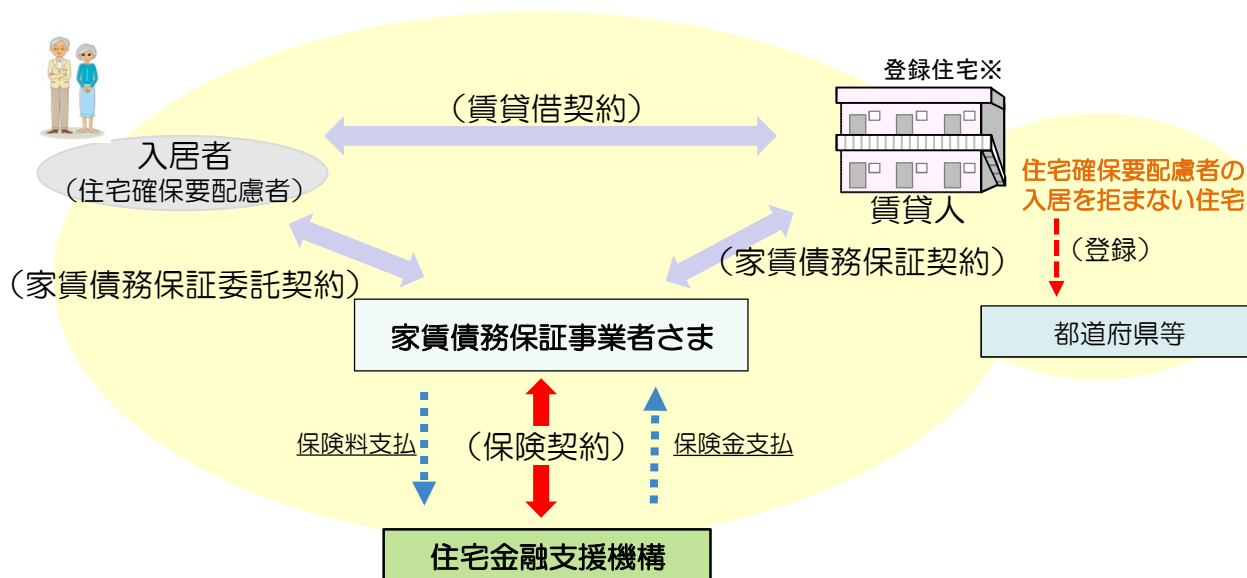


住宅金融支援機構による家賃債務保証保険

家賃債務保証事業者さまが、登録住宅※に入居する住宅確保要配慮者の家賃債務を保証される場合に、住宅金融支援機構がその保証の保険を引き受けます。

※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)第10条第5項に規定する登録住宅をいいます。

【制度のイメージ】



～家賃債務保証保険のご利用に当たって～

- * 国の家賃債務保証業者登録制度への登録 又は都道府県知事による住宅確保要配慮者居住支援法人※としての指定が必要です。
- ※ 家賃債務保証を行う住宅確保要配慮者居住支援法人は、債務保証業務に関する規程を定め、都道府県知事の認可を受ける必要があります。
- * 事前に住宅金融支援機構との保険契約の締結が必要です。

お問合せ先

独立行政法人住宅金融支援機構 住宅融資保険部融資保険企画グループ
 住所 : 〒112-8570 東京都文京区後楽1丁目4番10号
 電話 : 03-5800-8149 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除きます。)9:00～17:00

商品概要

保険を利用できる方	<ul style="list-style-type: none"> 国の家賃債務保証業者登録制度に登録された家賃債務保証事業者 都道府県知事に指定された住宅確保要配慮者居住支援法人^(注) <p>(注) 家賃債務保証を行う住宅確保要配慮者居住支援法人は、債務保証業務に関する規程を定め、都道府県知事の認可を受ける必要があります。</p>
対象となる家賃債務の保証	登録住宅に入居する住宅確保要配慮者 ^(注) の家賃債務の保証 (注) 登録住宅に入居を拒まないとする範囲を定めた場合は、当該範囲に属する住宅確保要配慮者をいいます。
保険の対象範囲	未払家賃（共益費・管理費を含みます。）の保証 (原状回復費用、明渡請求訴訟費用、更新料等の一時金、残置物撤去費用、早期解約違約金等は対象外です。)
保険事故	家賃債務保証事業者による代位弁済があり、かつ、保証委託契約の終了又は登録住宅の賃借人の名義変更があること。
保険金の支払時期	保険事故後に一括支払い (賃借人退去前であってもご請求いただけます。)
保険割合（填補率）	7割 ※ 保険金支払後、賃借人から回収があった場合は回収金の7割を納付
保険金の額 (住宅金融支援機構が支払う金額)	家賃債務保証事業者が代位弁済した金額の7割 ※ 家賃債務保証の開始日における月額家賃の12か月分×7割(8.4か月分)又は100万円のいずれか小さい額が限度
保険期間	保証の開始日から保証委託契約終了日又は名義変更日まで
保険料及び支払時期	家賃月額に25%（保険料率）を乗じた額を保険付保時に1回のみお支払いいただきます。
代位	保険金支払後、住宅金融支援機構は保険代位しません（=非代位）。
連帯保証人	保証委託契約において、他に連帯保証人を求めてはいけません。 (緊急連絡先を届け出させることは可能です。)

主な手続の流れ

